

滋賀医科大学地域医療教育研究拠点に関する協定書

国立大学法人滋賀医科大学（以下「甲」という。）と独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「乙」という。）は、甲が設置し、乙が運営協力する滋賀医科大学地域医療教育研究拠点（以下「教育研究拠点」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

- 第1条 教育研究拠点は、甲において、地域医療を活性化するために設置し、地域における医療活動を通して、地域医療を担う医師に対する教育及び地域医療を担う医師の養成と確保に関する研究を行い、もって地域医療を組織的に確立することを目的とする。
- 2 教育研究拠点の活動拠点を乙の滋賀病院内に設ける。

（業務）

- 第2条 前条の目的を達成するため、甲は乙の滋賀病院内に設ける教育研究拠点の活動拠点において、次の業務に取り組むこととする。
- 一 学生及び臨床研修医の臨床能力の向上を図るための教育・研修に関すること。
 - 二 総合診療医及び総合診療の知識、技術、使命感を有する専門医の養成に関すること。
 - 三 地域医療における医師派遣システムを構築するための研究に関すること。
 - 四 持続的な医師確保システムを構築するための研究に関すること。
 - 五 地域における医療提供（医師配置のあり方）に関すること。
 - 六 甲及び乙の滋賀病院との相互協力による地域医療支援に関すること。
 - 七 その他、地域医療の支援に関すること。

（人員）

- 第3条 乙の滋賀病院内に設ける教育研究拠点の活動拠点に甲から出向する教員を置く。
- 2 甲は乙の滋賀病院の医師を非常勤講師に任命することができる。また、甲の定める客員教授等称号授与規程に基づき、客員教授、客員准教授、客員講師、客員助教、または客員助手（以下「客員教員」という。）の称号を授与することができる。
- 3 甲から出向する教員及び客員教員は、前条の業務を行うものとする。

（期間）

- 第4条 教育研究拠点の運営に係る乙の協力期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。
- ただし、甲乙異議なき場合は、更に1年間延長することができ、以降においても同様とする。

（変更）

- 第5条 甲は、この協定書に定める事項について変更を行う必要が生じた場合は、速やかに乙にその理由を付して申し出るものとする。
- 2 甲から前項の申し出があった場合、甲及び乙はその対応のため誠意をもって協議するものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項、本協定に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙はその都度、誠意をもって協議する。

この協定の証として本書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成27年9月29日

甲 滋賀県大津市瀬田月輪町

国立大学法人滋賀医科大学

学 長 塩 田 浩 平

塩田浩平

乙 東京都港区高輪3丁目22番12号

独立行政法人地域医療機能推進機構

理事長 尾 身 茂

尾身茂